

例年3月分にて改定されていましたが、今年
は例年より1ヶ月遅く4月分にて改定されました。
給与計算の際にはご注意くださいませ。

NEWS LETTER

4月になりました。改正税法が施行される日として4月1日は最も気を付けなければなりません。今年には特に法人税の実効税率（国税・地方税を足した税率）が、32.11%に引き下げられます（対前年比-2.51%）。来年はさらに31.33%まで引き下げられる予定です。しかしながら、中小企業税制については来年以降増税されるとの憶測もあり（特に地方税）、今後の動向が注目されています。

会社を取り巻く環境は時々刻々と変化します。不安に思われる事はとりあえずご相談ください。
岡村 景明

4

2015



■ マイナンバー法が来年1月施行 事業者としての実務ポイント

Message From Staff

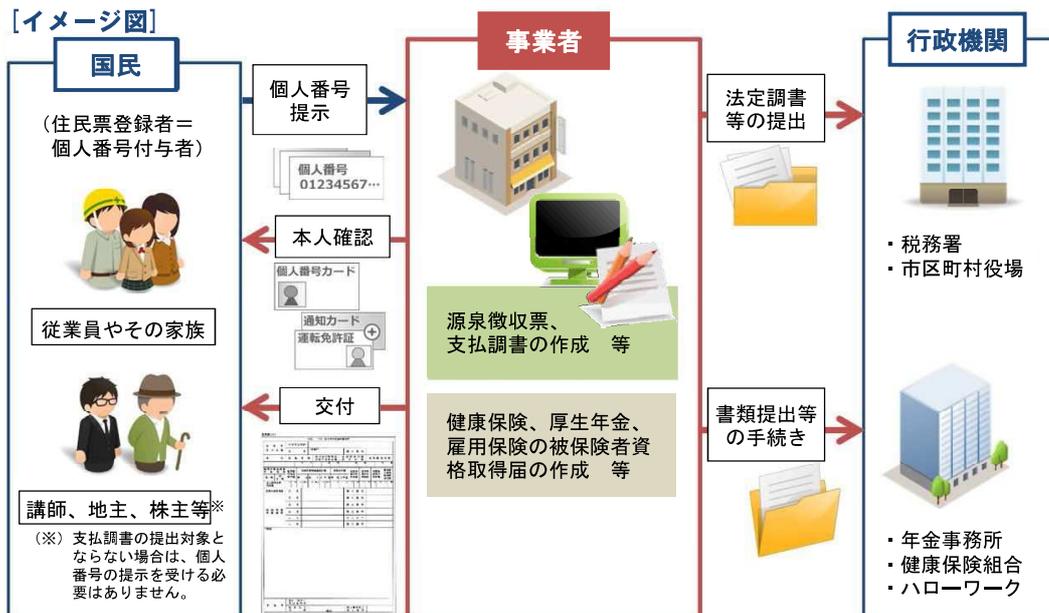
～ちょっとした豆知識～

- 隠れた日本一
- 何の役にも立ちません
- 黄色と赤色の意味とは・・・？
- 竹内さんの近況報告

Zaimu information

マイナンバー法が来年1月施行 事業者としての実務ポイント

平成28年1月1日から、マイナンバー（社会保障・税番号）制度がはじまります。特に従業員を雇用している事業者は、税金や社会保険の手続き上、従業員から個人番号の提供を受けなければならない、実務上の対応が求められます。今回は事業者が行う対応について、いくつかポイントをお伝えします。



■マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会実現のための社会基盤として創設されました。

個人は住民票登録者に対して1人1つ12桁の番号（個人番号、以下「マイナンバー」）が、法人は13桁の法人番号が付与されます。平成27年10月から順次、個人は住民票登録住所へ、法人は登記されている本社住所へ通知され、28年1月から利用開始されます。

現状予定されているマイナンバーの利用分野は、社会保障・税・災害対策の3分野ですが、そのうち事業者が行う対応は、社会保障と税の2分野です。事業者の実務対応は、番号法や「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン」等に沿って行うことになります。今回は、当該ガイドラインその他内閣官房等から提供されている資料（※）に基

づき、事業者として最低限おさえておきたい事柄をお届けします。

■作成書類にマイナンバーを記載

事業者は自身の確定申告や届出の他、従業員の給与所得の源泉徴収票や支払調書の作成などの税務関係、健康保険・厚生年金・雇用保険の被保険者資格取得届の作成などの労務関係の書類作成の際に、マイナンバーや法人番号を記載します。マイナンバー等の記載開始時期は、次ページ表のとおりです。

そのため、マイナンバー等を記載する必要がある書類を作成する場合には、該当者のマイナンバー等を取得しなければなりません。ただし、住民票の登録がない非居住者は、マイナンバーは付与されないため、これらの書類を作成する必要があってもマイナンバーを取得する必要はありません。

■ 利用目的の通知等と本人確認が必要

1. 利用目的の通知等

マイナンバーを取得するときは、マイナンバーをどういったことに利用するのかをマイナンバーの提供者側（従業員等）へ通知等しなければなりません。この場合の通知等の方法としては、利用目的を記載した書類の提示や就業規則への明記、社内LANを利用した通知等が考えられます。また、番号法に定められた利用目的以外にはマイナンバーを利用できず、かつ通知等された範囲内で利用することになります。そのため、複数の利用目的でマイナンバーを取得する場合には、まとめて利用目的を通知等するとよいでしょう。

2. 本人確認

マイナンバーを取得するときは、本人確認をします。本人確認とは、番号の確認（正しい番号かの確認）と身元確認（持ち主＝番号付与者かの確認）を指し、誤りやなりすまし防止のために行います。ただし、すでに雇用関係がある等明らかに本人であると判断できるときは、身元確認は省略できます。

■ 保管・破棄は厳格に

マイナンバーは、給与の源泉徴収義務等、引き続き書類の作成等に必要の場合や、法令

に定められている書類の保存期間に限り保管することができます。そのため保管する必要がないマイナンバーは、できるだけ速やかに一定の破棄・削除をしなければなりません。

■ 勝手に見られないように

マイナンバーが漏えいして不正利用されることを防止するため、事業者は事務作業以外見えないようにする等、適切な管理のための安全管理措置を講じなければなりません。

■ 委託先の監督義務があります

事業者は、税理士への法定調書作成事務委託、社会保険労務士への社会保険手続き事務委託など、マイナンバーを利用する事務を委託する場合には、その委託先（再委託先を含む。）で先の安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、監督義務を負います。

なお、マイナンバー制度には罰則があります。例えば、マイナンバーを利用する事務作業者が不正な利益を図る目的で個人番号を提供又は盗用した場合には、『3年以下の懲役又は150万円以下の罰金又は併科』があります。28年1月スタートに向けて、ガイドライン等をご確認いただき、必要な作業を洗い出すことから始めてはいかがでしょうか。

	分野・対象税目・届出書類名等	番号の記載及び提出開始時期
税務	国税・地方税 所得税、贈与税、個人住民税、個人事業税	平成28年分の申告書から
	国税・地方税 法人税、法人住民税、法人事業税	平成28年1月1日以後開始事業年度に係る申告書から 例. 12月末決算法人の場合 →平成28年12月期の申告書から
	国税・地方税 消費税	平成28年1月1日以後開始課税期間に係る申告書から
	国税 相続税	平成28年1月1日以後の相続又は遺贈に係る申告書から
	国税 法定調書	平成28年1月1日以後の支払等に係る法定調書から 例. 給与所得の源泉徴収票 →平成28年分から ただし、配当などの一定の支払調書は、3年間の猶予あり
	地方税 支払報告書	平成28年分の支払報告書から 例. 平成29年1月31日までに提出する平成28年分給与支払報告書
	国税・地方税 申請書・届出書	平成28年1月1日以後に提出すべき申請書等から
労務※	雇用保険 雇用保険被保険者資格取得届 雇用保険被保険者資格喪失届 等	平成28年1月1日提出分から
	健康保険・厚生年金保険 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 健康保険被扶養者（異動）届 等	平成29年1月1日提出分から

(※) 国民健康保険組合は、平成28年1月1日から予定。

(※) 既存の方は、平成28年1月以降いずれかの時期に報告を依頼する予定。

内閣府HPI事業者向けマイナンバー資料（平成27年1月版）J他より作成

(※) 内閣官房等から提供されている資料
マイナンバー制度は、内閣官房を中心に関連する省庁等の特設サイトから、情報提供がなされています。
詳しいことは、次のURLからご確認ください。http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/

隠れた日本一

生まれも育ちも須磨っ子、松尾の地元をご紹介します
ていただきます。ほぼ地元豆知識です。

須磨区の鷹取駅近くの高架下には日本一（非公式）
低い信号機があるのをご存知でしょうか。

電車のドアほどの高さです。20年以上前にウッチャ
ンナンチャンの投稿特報報告？だったと思いま
すが、番組で取り上げられていました。すぐ横の妙法
寺川公園のほうが桜で有名かもしれませんが、須磨



警察署から国道2号線
に向かってまっすぐ南
下するとJRの高架下内
にありますので、お近
くを通った際は是非！
松尾 圭司

何の役にも立ちません

皆さま、いつもお世話になっております。
シーフードヌードルにはマヨネーズを入れる川端
です(*´▽｀)オイシイ♪

さっそく何の役にも立たな
い豆知識コーナーです。

- ①スヌーピーは閉所恐怖症
 - ②しまじろうの本当の耳の
位置はΣ(□□;)ソコ→→
 - ③フーさんの本名は「サン
ダース」はウソΣ(□□;)エッ!!ウ/+/…
 - ④「オーキッド・モンキー」という花が想像以上に
猿(((;°Д°)))ガクブル
- ↑是非検索してみてください☆彡



川端 優美

黄色と赤色の意味とは…？

直江からは掃除機を長く使うための豆知識です♪
皆さまは掃除機のコードについている黄色と赤色の
テープの意味をご存知でしょうか？

一般的に黄色が見えてきたら、もうすぐ限界の赤色
が出てきますよ～、というお知らせの意味があるよ
うです。しかしもう一つ理由があって、「黄色まで
はコードを出して下さい、赤色以上にコードを出さ
ないでください」という事だそうです。コードを出
し切らずに掃除機をかけることは、ぐるぐる巻きに
なったコードに熱が集まり消費を早めてしまうよう



ですね。正しく
使い長く愛用し
たいものです♪
直江 美佳

竹内さんの近況報告

スタッフより竹内さんの近況報告です♪
先日産まれて2ヶ月の息子ちゃんを連れて、竹内
さんが事務所へ遊びに来てくれました。
大きくキリリとした目が印象的な、とても可愛い男
の子でした！
満面の笑みを何回も見せてくれて、所長もスタッ
フもほっこりと癒されました。
竹内さん自身も元気そうで、とても安心しました。
この春から娘ちゃんが小学生になったということで、
2人の子供さんの成長を忙しくも楽しく見守ってい
るようです♪
以上スタッフからのご報告でした！

スタッフ一同



岡村税理士事務所 / (株)プラス・アルファ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩1分

お近くにお越しになられた際は、お気軽にお立ち寄りください。

